

第96期 報告書

平成19年4月1日～平成20年3月31日



報 告 書 目 次

株主の皆さまへ	02
第96期 定時株主総会招集ご通知添付書類	
事業報告	04
連結貸借対照表	29
連結損益計算書	30
連結株主資本等変動計算書	31
連結注記表	32
連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本	37
連結計算書類に係る監査役会の監査報告書 謄本	38
貸借対照表	39
損益計算書	40
株主資本等変動計算書	41
個別注記表	42
会計監査人の監査報告書 謄本	48
監査役会の監査報告書 謄本	49
株主メモ	50

株主の皆さまへ

株主の皆さまにおかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

ここに、第96期報告書をお届けするにあたり、ごあいさつ申し上げます。

当社は、2006年7月に「世界の参天」に向けた新薬候補の準備と、強みが発揮できる地域での成長を基本方針とした5力年の中期経営計画（2006－2010年度）を発表しております。

計画2年目となる当期は、売上高では、国内医療用眼科薬が前期と比べ1.5%増加しました。さらに海外医療用眼科薬が大きく伸長し、抗リウマチ薬や一般用医薬品も順調に売上を伸ばしたことにより全体では前期と比べ2.9%増の1,033億9千4百万円となりました。利益面では、将来の売上への貢献も考慮し販売費を重点的に使用した結果、営業利益は前期と比べ0.2%減の203億7千万円、経常利益は前期と比べ0.7%減の207億2百万円となりました。当期純利益は減損損失の計上などにより前期と比べ3.8%減の126億5千万円となりました。

配当につきましては、期末配当を1株当たり40円とさせていただき、実施済の中間配当金とあわせた年間配当金は、前期と比べ15円増の80円となります。

また、資本効率の向上を図るとともに、株主還元の充実のため48億円の自己株式の取得を実施しました。

経営陣を代表して、皆さまの一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。



平成20年6月

代表取締役会長兼CEO

森田隆和

代表取締役社長兼COO

黒川 明

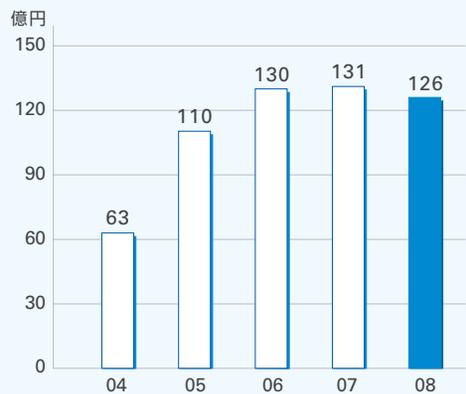
○連結売上高



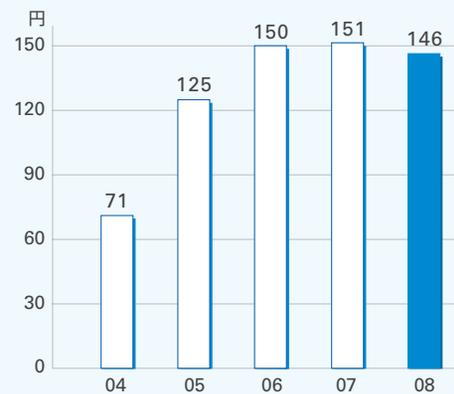
○連結営業利益／連結経常利益



○連結当期純利益



○連結1株当たり当期純利益



事業報告 (平成19年4月1日から
平成20年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当期の国内医療用眼科薬市場は、緑内障治療剤や角膜疾患治療剤などの伸長により、前期と比べ若干拡大しました。一方、海外医療用眼科薬市場は、米国、欧州、アジアとも総じて堅調に推移しました。国内一般用眼科薬市場は、目の疲れ、コンタクト、ならびにアレルギー用目薬などが伸長し、前期と比べ増加しました。

このような状況下、当期の業績は、次のとおりとなりました。

(単位 百万円)

	前 期	当 期	前期比増減
売 上 高	100,485	103,394	2.9%
営 業 利 益	20,412	20,370	△0.2%
経 常 利 益	20,843	20,702	△0.7%
当 期 純 利 益	13,147	12,650	△3.8%

売上の状況

販売部門別の売上高は、次のとおりとなりました。

(単位 百万円)

	国 内		海 外		合 計	
	金 額	前期比増減	金 額	前期比増減	金 額	前期比増減
医 療 用 医 薬 品	82,088	1.7%	13,234	19.2%	95,322	3.8%
うち眼科薬	72,319	1.5%	13,106	20.5%	85,426	4.0%
うち抗リウマチ薬	9,519	3.4%	107	△ 37.1%	9,626	2.6%
うちその他医薬品	248	△ 5.4%	20	△ 63.1%	269	△ 15.3%
一 般 用 医 薬 品	5,430	2.7%	20	△ 0.8%	5,451	2.7%
医 療 機 器	401	△22.2%	13	△ 37.1%	414	△22.8%
そ の 他	646	6.7%	1,559	△28.7%	2,205	△ 21.0%
合 計	88,566	1.6%	14,827	11.2%	103,394	2.9%

〔医療用医薬品〕

当期の医療用医薬品の売上高は、前期と比べ3.8%増加し、953億2千2百万円となりました。

〔眼科薬〕〈国内〉

医療施設ごとの潜在ニーズと、その変化を的確に捉えた医薬情報提供などの普及促進活動により、国内医療用眼科薬の売上高は、前期と比べ1.5%増加の723億1千9百万円となりました。

角膜疾患治療剤領域では、ドライアイ（眼球乾燥症候群）などに伴う角結膜上皮障害の治療剤「ヒアレイン点眼液」が、患者さんのQOL（クオリティ・オブ・ライフ）を高める製品特性と、患者さんや医療現場におけるドライアイの疾患啓発活動などにより順調な伸びを示し、前期と比べ9.3%増加し、178億6千万円となりました。抗アレルギー点眼剤領域では、引き続き医薬情報提供活動に注力しましたが、競合の影響もあり、「リボスチン点眼液」の売上高は、前期に比べほぼ横ばいの43億4千1百万円となりました。緑内障治療剤領域では、「レスキュラ点眼液」などの市場浸透に注力しましたが、競合の影響などにより、「デタントール点眼液」、「チモプトールXE点眼液」ならびに「チモプトール点眼液」と合わせた四剤の売上高は、前期と比べ1.8%減少の142億2千4百万円にとどまりました。合成抗菌点眼剤領域では、市場の縮小と競合品の影響などにより、「クラビット点眼液」、「タリビッド点眼液」両剤合わせた売上高は前期と比べ4.4%減少の146億4千6百万円となりました。



〔眼科薬〕〈海外〉

海外における医療用眼科薬の売上高は、円換算ベースで前期と比べ、20.5%増加の131億6百万円となりました。欧州では、医薬情報提供などの普及促進活動に注力したことに加え、為替の影響もあり、北欧・東欧、ロシア、ドイツを中心に売上を伸ばしました。米国では、合成抗菌点眼剤の市場浸透もあり、売上高が増加しました。アジアにおいては、医薬学術情報の提供や、当社製品と参天ブランドの浸透に注力し、売上高は前期と比べ増加しました。

〔抗リウマチ薬〕

「リマチル錠」、「アザルフィジンEN錠」ならびに「メトレート錠2mg」は、日本リウマチ学会が平成16年に発表した「関節リウマチ治療ガイドライン」で、強く推奨される製剤に位置付けられており（推奨度A）、着実に市場へ浸透しました。その結果、抗リウマチ薬の売上高は、前期と比べ2.6%増加の96億2千6百万円となりました。

〔一般用医薬品〕

一般用医薬品の売上高は、平成18年10月に発売した眼疲労を改善する新製品「サンテメディカル10」を始めとして目の疲れ・かすみ・爽快用の目薬を中心に、引き続き販売促進に注力した結果、前期と比べ2.7%増加の54億5千1百万円となりました。



〔医療機器〕

当期の国内の白内障手術件数は、若干増加しましたが、競争の激化にともない、眼内レンズの売上高は減少し、医療機器全体では、前期と比べ22.8%減少の4億1千4百万円となりました。

〔その他〕

米国向け耳科用合成抗菌剤の受託製造が大きな比重を占めていますが、委託企業からの受注が大幅に減少したことにより、前期と比べ21.0%減少の22億5百万円となりました。

売上原価、販売費及び一般管理費

売上原価は、売上高の増加に伴い、前期と比べ2.9%増加の365億1千3百万円となりました。売上原価率は、前期と比べ横ばいの35.3%となりました。

販売費及び一般管理費については、将来の売上への貢献も考慮し、国内での競合製品に対するディフェンス策やドライアイ疾患啓発活動、アジア、欧州での普及促進活動を計画どおり実施したことにより、前期と比べ4.3%増加の465億1千万円となりました。

営業利益

営業利益は、前期と比べ微減の203億7千万円となりました。売上高営業利益率は、前期の20.3%から19.7%へ低下しました。

営業外収益／費用

営業外収益は、受取利息及び配当金などの増加により、前期と比べ19.1%増加の13億5千6百万円となりました。

営業外費用は、為替差損などの増加により、前期と比べ44.8%増加の10億2千4百万円となりました。

経常利益

経常利益は、前期と比べ微減の207億2百万円となりました。売上高経常利益率は、前期の20.7%から20.0%へ低下しました。

特別利益／特別損失

特別利益は、投資有価証券売却益などにより、2億3千7百万円となりました。

特別損失は、減損損失を計上したことなどにより、4億5千7百万円となりました。

法人税等

法人税等は、78億3千2百万円となりました。

税金等調整前当期純利益に対する比率（実効税率）は、前期の37.5%から38.2%となりました。

当期純利益

当期純利益は、前期と比べ3.8%減少し、126億5千万円となりました。売上高当期純利益率は、前期の13.1%から12.2%となりました。1株当たり当期純利益（EPS）は、前期の151円58銭から146円15銭に、潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、前期の151円31銭から145円94銭になりました。

その他の活動状況

〔研究開発〕

参天製薬グループは、中長期的な成長の源泉として研究開発を重視しており、眼科薬を中心とした積極的な臨床開発活動を進めています。

緑内障・高眼圧症領域において、プロスタグランジン製剤DE-085（一般名：タフルプロスト）は、平成18年7月に日本で製造販売承認の申請を行いました。平成19年4月には、欧州において承認申請を行い、平成20年4月にデンマークにて最初の承認が得られました。今後欧州申請各国にて順次承認が得られる予定です。一方、米国においては、今後の事業化の検討を踏まえ、申請の是非を決定します。アンジオテンシンⅡ受容体拮抗剤のDE-092（一般名：オルメサルタン）は、日本および米国での臨床第Ⅱ相試験の結果、用量依存性が確認できなかったため、臨床試験を一時中断していましたが、変更した製剤での臨床第Ⅱ相パイロット試験を実施中です。緑内障および高眼圧症を適応症とするROCK阻害剤のDE-104（一般名：未定）は、日本と米国で臨床第Ⅱ相試験を実施中です。

角結膜疾患（ドライアイを含む）領域において、主にドライアイに伴う角結膜上皮障害治療剤のDE-089（一般名：ジカフォソル・テトラナトリウム）は、日本で製造販売承認の申請準備中です。DE-099（一般名：ゲファルナート）は、日本での臨床第Ⅱ相試験結果を踏まえ、開発を中止しました。DE-101（一般名：リボグリタゾン）は、米国において臨床第Ⅱ相試験を実施中であり、日本においても、臨床第Ⅱ相試験を準備中です。アレルギー性結膜炎を適応症とするホスホジエステラーゼ4阻害剤のDE-103（一般名：未定）は、日本で臨床第Ⅱ相試験を実施中です。

網膜領域において、糖尿病黄斑浮腫を適応症とするDE-102（一般名：未定）は、患者さんを対象とした忍容性および有効性検証試験（臨床第Ⅰ相／第Ⅱ相試験）を日本で実施中です。

また、当社が株式会社Argenesに国内開発権を許諾している、関節リウマチを適応症とするDE-098（一般名：未定）は、患者さんを対象とした忍容性および有効性検証試験（臨床第Ⅰ相／第Ⅱ相試験）を欧州と日本で実施中です。

〔自己株式の取得〕

資本効率の向上を図るとともに、株主還元の実現のため、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される、同法第156条の規定に基づく自己株式の取得を実施しました。取得期間は平成20年2月1日から3月24日で、取得株数は1,833千株、取得総額は48億円でした。

(2) 設備投資および資金調達等についての状況

設備投資については、参天製薬（中国）有限公司（中国・江蘇省・蘇州市）の工場建設、ならびに国内製造設備の更新などを行いました。研究開発設備では、非臨床機能の集約と今後の研究員増加に対応し、新薬創出機会をさらに高めるため、奈良研究開発センター（奈良県生駒市）の製剤開発棟および新付属棟の建設を開始しました。

当期の設備投資額は、リース契約分とあわせ、27億5千8百万円となりました。

これらの設備投資資金は、自己資金により充当しました。

(3) 対処すべき課題

参天製薬グループは、平成18年度を起点とした10年後の平成27年度に、「世界の参天」を実現することを長期構想とし、平成18年度から平成22年度までをその第一ステップと位置づけ、「成長のための準備および特定地域での成長」を目指します。

【「2006-2010年度中期経営計画」における基本方針】

「世界の参天」に向けた新薬候補の準備と、強みが発揮できる地域での成長

【基本方針実現のための4つの中期方針】

- (1) グローバル戦略新薬候補を充実させる
- (2) 日本をはじめ、北欧・東欧・ロシア、中国を中心に成長し、米国は臨床開発と事業開発に注力する
- (3) 生産基盤を強化させる
- (4) グローバルレベルで人材・組織を強化する

これらの方針に基づいた戦略・施策を立案・実施し、最終年度に営業利益320億円以上、当期純利益220億円以上、ROE13%以上の達成を目指していきます。

(4) 財産および損益の状況

(企業集団の業績および財産の状況の推移)

区 分	第93期 (平成16.4.1～平成17.3.31)	第94期 (平成17.4.1～平成18.3.31)	第95期 (平成18.4.1～平成19.3.31)	第96期 (当連結会計年度) (平成19.4.1～平成20.3.31)
売上高(百万円)	92,696	98,397	100,485	103,394
経常利益(百万円)	18,837	21,507	20,843	20,702
当期純利益(百万円)	11,022	13,022	13,147	12,650
1株当たり当期純利益	125円85銭	150円26銭	151円58銭	146円15銭
総資産(百万円)	139,979	150,458	159,098	156,547
純資産(百万円)	108,239	118,637	128,645	127,118

(当社の業績および財産の状況の推移)

区 分	第93期 (平成16.4.1～平成17.3.31)	第94期 (平成17.4.1～平成18.3.31)	第95期 (平成18.4.1～平成19.3.31)	第96期 (当事業年度) (平成19.4.1～平成20.3.31)
売上高(百万円)	86,340	90,840	91,770	94,029
経常利益(百万円)	20,266	21,376	20,926	21,306
当期純利益(百万円)	12,602	13,118	13,381	9,540
1株当たり当期純利益	143円93銭	151円37銭	154円28銭	110円21銭
総資産(百万円)	142,762	153,300	161,134	155,313
純資産(百万円)	113,092	123,495	132,619	128,037

(5) 主要な事業内容

参天製薬グループは、医療用医薬品、一般用医薬品および医療機器の製造、販売を行っており、その主なものは、次のとおりです。

区 分	主要品名
医療用医薬品	眼 科 薬 クラビット点眼液、タリビッド点眼液、チモプトール点眼液、チモプトールXE点眼液、レスキュラ点眼液、リボスチン点眼液、ヒアレイン点眼液、フルメトロン点眼液、カリーユニ点眼液、オベガンハイ眼粘弾剤
	抗リウマチ薬 リマチル錠、アザルフィジンEN錠
一般用医薬品	眼 科 薬 サンテFXネオ、サンテ40、サンテ40V、サンテドゥプラスEアルファ、サンテメディカル10、サンテALクールII、サンテビオ、サンテ抗菌新目薬
医 療 機 器	眼内レンズ
そ の 他	医療用医薬品受託製造

(6) 主要拠点など

①当社

本 社	大阪市東淀川区
営 業 拠 点	北海道・東北エリアオフィス（仙台市青葉区）、東京・神奈川エリアオフィス（東京都中央区）、関東エリアオフィス（さいたま市大宮区）、中部エリアオフィス（名古屋市中区）、関西エリアオフィス（大阪市淀川区）、中四国エリアオフィス（広島市中区）、九州エリアオフィス（福岡市博多区）、その他83オフィス
工 場	大阪工場（大阪市東淀川区）、能登工場（石川県羽咋郡宝達志水町）、滋賀工場（滋賀県犬上郡多賀町）
研 究 所	奈良研究開発センター（奈良県生駒市）
駐 在 員 事 務 所	北京事務所（中国・北京市）、広州事務所（中国・広東省・広州市）、上海事務所（中国・上海市）、瀋陽事務所（中国・遼寧省・瀋陽市）

②子会社等

サンテン・ホールディングス・ユーエス・インク (アメリカ・カリフォルニア州・ナバ)

サンテン・インク (アメリカ・カリフォルニア州・ナバ)

サンテン・オイ (フィンランド・タンペレ市)

参天製薬 (中国) 有限公司 (中国・江蘇省・蘇州市)

(7) 従業員の状況

①参天製薬グループの従業員の状況

事業部門等の名称	従業員数 (名)
販 売	907
医療用医薬品部門	797
一般用医薬品部門	54
医療機器部門	56
生 産	798
研 究 開 発	519
全 社 ま た は 共 通	259
合 計	2,483

(注) 1. 従業員数は就業人員数で、パートタイマーおよび派遣社員を除いています。

2. 全社または共通は、全社企画部門および業務サポート部門の従業員数です。

②当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,847名	+83名	38歳9ヶ月	13年2ヶ月

(注) 従業員数は就業人員数で、当社から社外への出向者、パートタイマーおよび派遣社員を除いており、社外から当社への出向者を含んでいます。

(8) 重要な子会社の状況

会社名 ()は所在国を示す	資本金	当社の出資比率 ()は間接所有を示す	主要な事業内容
サンテン・ホールディングス・ユーエス・インク (アメリカ)	24,784千アメリカドル	100.0%	北米における間接所有子会社の統括管理
サンテン・インク (アメリカ)	8,765千アメリカドル	(100.0%)	医薬品の臨床研究・医薬学術情報に係る調査分析
サンテン・オイ (フィンランド)	20,000千ユーロ	100.0%	医薬品の開発・製造・販売
参天製薬 (中国) 有限公司 (中国)	2,300百万円	100.0%	—

(注) 参天製薬 (中国) 有限公司は、医薬品の開発・製造・販売を主要な事業内容としていますが、現在、操業開始に向けて準備中です。

(9) 主要な借入先

借入先	借入金残高 (百万円)
シンジケート・ローン	5,000
日本政策投資銀行	278

(注) シンジケート・ローンは、株式会社三菱東京UFJ銀行を主幹事とする12社によるものです。

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

主要な提携の状況

- ・技術提携 (導入)

契約会社名	提携先	内容
参天製薬株式会社	第一三共株式会社 (日本)	オフロキサシンを含有する眼科薬の製造販売
	第一三共株式会社 (日本)	レボフロキサシンを含有する眼科薬の製造販売
	エーザイ株式会社 (日本)	ブナゾシン塩酸塩を含有する眼科薬の製造販売

・販売提携（導入）

契約会社名	提携先	内容
参天製薬株式会社	万有製薬株式会社（日本）	チモロールマレイン酸塩を含有する眼科薬の国内販売
	ファイザー株式会社（日本）	サラゾスルファピリジンを含有する抗リウマチ薬の国内独占販売
	ヤンセンファーマ株式会社（日本）	レボカバスチン塩酸塩を含有する眼科薬の国内販売
	株式会社アールテック・ウエノ（日本）	イソプロピル ウノプロストンを含有する眼科薬の国内独占販売（注）

（注）同契約の期間は平成20年9月に満了しますが、新たに取引基本契約書を締結し、当社は、平成20年10月以降も同剤の国内における独占的販売権を保持し、販売を継続する事となりました。

・販売提携（導出）

契約会社名	提携先	内容
サンテン・オイ（連結子会社）	ジョンソン・エンド・ジョンソン ピジョンケア・インク（アメリカ）	合成抗菌点眼剤「クイクシン」・「アイクイクス」、緑内障治療剤「ベチモール」、抗アレルギー点眼剤「アラマスト」の米国における販売委託

2. 株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 220,000,000株

(2) 発行済株式の総数 86,866,703株

（注）当社取締役および使用人に付与した旧商法第280条ノ19による新株引受権の行使により13,000株、当社取締役および執行役員ならびに重要な海外子会社の取締役らに付与した旧商法第280条ノ20および旧商法第280条ノ21による新株予約権の行使により28,400株、合わせて41,400株増加しました。

(3) 株主数 13,113名（前期末比 3,097名増）

(4) 大株主

株主名	当社への出資状況	
	持株数(千株)	出資比率(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	7,027	8.3
三田産業株式会社	4,756	5.6
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	4,420	5.2
株式会社三菱東京UFJ銀行	4,241	5.0
ノーザントラストカンパニーエイブイエフシーサブアカウントアメリカンクライアント	3,972	4.7
日本生命保険相互会社	3,151	3.7
資産管理サービス信託銀行株式会社	3,002	3.5
ザシルチェスター・インターナショナルインベスターズ・インターナショナルバリュー・エクイティ・トラスト	2,736	3.2
東京海上日動火災保険株式会社	2,668	3.1
三菱UFJ信託銀行株式会社	1,907	2.3

(注) 1. 出資比率は、自己株式(1,888,743株)を控除して計算しています。

2. 上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は次のとおりです。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	7,027千株
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	4,420千株
資産管理サービス信託銀行株式会社	3,002千株
三菱UFJ信託銀行株式会社	560千株

3. 上記の所有株式数は、株主名簿に基づき記載しています。次の法人から株式を所有している旨の大量保有報告書(変更報告書)を受けていますが、平成20年3月31日現在における当該法人名義の実質所有株式数の確認ができませんので、上記の大株主には含まれていません。なお、出資比率は、自己株式(1,888,743株)を控除して計算しています。

氏名または名称	持株数(千株)	出資比率(%)
シルチェスター・インターナショナル・インベスターズ・リミテッド	7,025	8.2
スプラスグループ・インベストメント・マネジメント・リミテッド	6,483	7.6
野村アセットマネジメント株式会社他共同保有者2社	4,870	5.7

3.新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日に当社役員が保有する新株予約権等の内容の概要

第1回新株予約権

発行決議の日	平成14年6月26日
発行日	平成14年7月5日
新株予約権の数	420個
新株予約権の目的となる株式の種類および数	当社普通株式、42,000株（新株予約権1個につき100株）
新株予約権の払込金額	無償とする
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	132,600円（新株予約権1個当たり）
新株予約権の行使期間	平成16年6月27日から平成24年6月25日まで
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 正当な理由による退任後の権利行使は可能。 ・ 1個未満の一部行使は、1単元の株式数の整数倍となる場合に限り可能。 ・ 権利の相続は可能。
当社役員の保有状況	264個（3名）
取締役（社外取締役を除く）	264個（3名）
社外取締役	—

第2回新株予約権

発行決議の日	平成15年6月26日
発行日	平成15年7月4日
新株予約権の数	798個
新株予約権の目的となる株式の種類および数	当社普通株式、79,800株（新株予約権1個につき100株）
新株予約権の払込金額	無償とする
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	117,600円（新株予約権1個当たり）
新株予約権の行使期間	平成17年6月27日から平成25年6月25日まで
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 正当な理由による退任後の権利行使は可能。 ・ 1個未満の一部行使は、1単元の株式数の整数倍となる場合に限り可能。 ・ 権利の相続は可能。
当社役員の保有状況	493個（4名）
取締役（社外取締役を除く）	455個（3名）
社外取締役	38個（1名）

第3回新株予約権

発行決議の日	平成16年6月25日
発行日	平成16年7月5日
新株予約権の数	448個
新株予約権の目的となる株式の種類および数	当社普通株式、44,800株（新株予約権1個につき100株）
新株予約権の払込金額	無償とする
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	174,300円（新株予約権1個当たり）
新株予約権の行使期間	平成18年6月26日から平成26年6月24日まで
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none">・ 正当な理由による退任後の権利行使は可能。・ 1個未満の一部行使は、1単元の株式数の整数倍となる場合に限り可能。・ 権利の相続は可能。
当社役員の保有状況	395個（5名）
取締役（社外取締役を除く）	373個（4名）
社外取締役	22個（1名）

第4回新株予約権

発行決議の日	平成17年6月24日
発行日	平成17年7月4日
新株予約権の数	667個
新株予約権の目的となる株式の種類および数	当社普通株式、66,700株（新株予約権1個につき100株）
新株予約権の払込金額	無償とする
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	248,000円（新株予約権1個当たり）
新株予約権の行使期間	平成19年6月25日から平成27年6月23日まで
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none">・ 正当な理由による退任後の権利行使は可能。・ 1個未満の一部行使は、1単元の株式数の整数倍となる場合に限り可能。・ 権利の相続は可能。
当社役員の保有状況	667個（7名）
取締役（社外取締役を除く）	571個（4名）
社外取締役	96個（3名）

第5回新株予約権

発行決議の日	平成18年6月27日
発行日	平成18年7月4日
新株予約権の数	615個
新株予約権の目的となる株式の種類および数	当社普通株式、61,500株（新株予約権1個につき100株）
新株予約権の払込金額	無償とする
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	271,500円（新株予約権1個当たり）
新株予約権の行使期間	平成20年6月28日から平成28年6月24日まで
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 正当な理由による退任後の権利行使は可能。 ・ 1個未満の一部行使は、1単元の株式数の整数倍となる場合に限り可能。 ・ 権利の相続は可能。
当社役員の保有状況	615個（7名）
取締役（社外取締役を除く）	540個（4名）
社外取締役	75個（3名）

第6回新株予約権

発行決議の日	平成19年6月26日
発行日	平成19年7月3日
新株予約権の数	537個
新株予約権の目的となる株式の種類および数	当社普通株式、53,700株（新株予約権1個につき100株）
新株予約権の払込金額	無償とする
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	305,000円（新株予約権1個当たり）
新株予約権の行使期間	平成21年6月27日から平成29年6月26日まで
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 正当な理由による退任後の権利行使は可能。 ・ 1個未満の一部行使は、1単元の株式数の整数倍となる場合に限り可能。 ・ 権利の相続は可能。
当社役員の保有状況	537個（4名）
取締役（社外取締役を除く）	537個（4名）
社外取締役	—

(2) 当事業年度中に使用人に対して交付した新株予約権等の状況

ストック・オプションとして発行した新株予約権

第6回新株予約権

発行決議の日	平成19年6月26日
発行日	平成19年7月3日
新株予約権の数	456個
新株予約権の目的となる株式の種類および数	当社普通株式、45,600株（新株予約権1個につき100株）
新株予約権の払込金額	無償とする
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	305,000円（新株予約権1個当たり）
新株予約権の行使期間	平成21年6月27日から平成29年6月26日まで
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none">・ 正当な理由による退職後の権利行使は可能。・ 1個未満の一部行使は、1単元の株式数の整数倍となる場合に限り可能。・ 権利の相続は可能。
交付された者の人数 当社の従業員	8名

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況

会社における地位	氏名	担当または主な職業	他の法人等の代表状況等
代表取締役会長兼CEO	森田隆和		サンデン・ホールディングス・ユーエス・インク取締役社長 参天製薬（中国）有限公司董事長
代表取締役社長兼COO	黒川明		
常務取締役	三田昌宏	経営全般、薬制担当	
取締役	和賀克公	社会・環境担当	
取締役	古川公成	大学名誉教授	
取締役	村松勲	医療ビジネスコンサルタント	株式会社バインクレスト代表取締役
取締役	古谷昇	経営コンサルタント	有限会社ビークル代表取締役
常勤監査役	水本幸儀		
監査役	加護野忠男	大学院教授	
監査役	佐藤康夫	会社役員	株式会社アイ・ビー・アソシエイツ代表取締役
監査役	宮内英樹	会社役員	

- (注) 1. 坂本秀士氏は、平成19年6月26日付をもって、辞任により、常勤監査役を退任しました。
2. 宮内英樹氏は、平成19年6月26日付をもって、監査役に就任しました。なお、同氏は、財務部門での長年の経験から、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。
3. 取締役のうち、古川公成、村松 勲、古谷 昇の各氏は、社外取締役です。
4. 監査役のうち、加護野忠男、佐藤康夫、宮内英樹の各氏は、社外監査役です。

(2) 取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	支給人数	支 給 額
取 締 役	平成19年4月から平成20年3月まで 7名	263百万円 (注2)
監 査 役	平成19年4月から平成20年3月まで 5名	47百万円 (注3)
計	平成19年4月から平成20年3月まで 12名	310百万円

(注) 1. 支給人数は、当事業年度中に就任していた者の合計で、途中退任者1名を含んでいます。

2. 取締役の報酬等の支給額には次のものが含まれています。

①役員報酬

支給人数 7名 (社外取締役含む) 215百万円
(平成18年6月27日 定時株主総会による限度額 年額 312百万円)

②平成19年6月26日開催の定時株主総会決議に基づきストック・オプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額

支給人数 4名 (社外取締役を除く) 32百万円

③役員退職慰労引当金の当期繰入額

支給人数 4名 (社外取締役を除く) 14百万円

3. 監査役の報酬等の支給額には次のものが含まれています。

①役員報酬

支給人数 5名 (社外監査役含む) 45百万円
(平成18年6月27日 定時株主総会による限度額 年額 80百万円)

②役員退職慰労引当金の当期繰入額

支給人数 1名 (社外監査役を除く) 1百万円

(3) 取締役の報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する事項

①方針の決定の方法

当社は、委員会等設置会社ではありませんが、任意の委員会として、幹部報酬委員会を設置しており、同委員会において、取締役が受ける個人別の報酬を定める方針について検討し、取締役会でこれを定めています。なお、報酬の支給額の総額は、平成18年6月27日定時株主総会決議の限度額内です。

②方針の内容の概要

- イ. 取締役報酬は、基本報酬、業績給、ストック・オプションならびに退職慰労金で構成する。ただし、社外取締役については、業績給、ストック・オプションおよび退職慰労金を支給しない。
- ロ. 基本報酬は、職務評価に基づく等級によって決定し、業績給は、会社業績と個人業績によって決定する。基本報酬の水準は、他社水準を考慮して設定する。
- ハ. 退職慰労金は社内取締役を支給対象とし、等級別の報酬額をベースに一定係数と年次別報酬ポイントの累計額により算定する。

(4) 社外役員に関する事項

①重要な兼職の状況等

区分	氏名	兼務している法人・団体の名称	兼務している法人・団体での地位	兼務している法人・団体と当社の関係
社外取締役	古川 公成	慶應義塾大学	名誉教授	—
	村松 勲	株式会社パインクレスト	代表取締役	—
		そーせいグループ株式会社	社外取締役	—
	古谷 昇	筑波大学大学院	客員教授	—
		有限会社ビークル	代表取締役	—
		コンビ株式会社	社外取締役	—
社外監査役	加護野 忠男	株式会社ジェイアイエヌ	社外取締役	—
		神戸大学大学院	経営学研究科教授	—
		NTN株式会社	社外監査役	—
	佐藤 康夫	住友ゴム工業株式会社	社外監査役	—
		日本エア・リキード株式会社	非常勤相談役	—
		株式会社アイ・ビー・アソシエイツ	代表取締役	—
宮内 英樹	株式会社オートバックスセブン	社外取締役	—	

②主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	古川 公成	当事業年度開催の取締役会11回全てに出席し、長年に渡る大学院経営研究科教授としての知識や経験から、議案審議等に必要な発言を適宜行っています。
	村松 勲	当事業年度開催の取締役会11回全てに出席し、製薬業界において長年に渡って経営に携わった知識や経験から、議案審議等に必要な発言を適宜行っています。
	古谷 昇	当事業年度開催の取締役会11回全てに出席し、経営コンサルタントとしての企業経営に関する知識や経験から、議案審議等に必要な発言を適宜行っています。
社外監査役	加護野 忠男	当事業年度開催の取締役会11回のうち10回、および当事業年度開催の監査役会8回のうち7回に出席し、主に経営学の視点から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するため、ならびに監査役監査の一層の充実を目指し、助言・提言を行っています。
	佐藤 康夫	当事業年度開催の取締役会11回、および当事業年度開催の監査役会8回全てに出席し、主に経営者としての経験に基づく見識から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するため、ならびに監査役監査の一層の充実を目指し、助言・提言を行っています。
	宮内 英樹	当事業年度6月以降開催の取締役会8回のうち7回、および当事業年度6月以降開催の監査役会5回全てに出席し、主に経営者としての経験に基づく見識から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するため、ならびに監査役監査の一層の充実を目指し、助言・提言を行っています。

③責任限定契約に関する事項

当社は、社外取締役および社外監査役として、有能な適任者を招聘、登用し、経営のより一層の客観性・透明性の確保、ならびに監査体制の一層の強化を図るため、現行定款において、社外取締役および社外監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めています。これにより、社外取締役および社外監査役の各氏と当社の間で、当該責任限定契約を締結しています。

その契約内容の概要は次のとおりです。

- ・社外取締役および社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第427条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、社外取締役および社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

④報酬等の総額

区分	人数	報酬等の額
社外取締役	3名	32百万円
社外監査役	3名	19百万円
合計	6名	52百万円

(注) 人数は、当事業年度中に就任していた者の合計です。

(5) 執行役員の状況

会社における地位	氏名	担当
常務執行役員	西畑利明	研究開発本部長
常務執行役員	古門貞利	医薬事業部長
執行役員	岩本憲二	アジア事業部長
執行役員	佐藤正道	経営企画室管掌 兼 人材戦略担当 兼 薬粒事業部管掌
執行役員	エイドリアン・グレイブス	サンテン・インク取締役社長
執行役員	ユルキ・リリエロース	サンテン・オイ取締役社長
執行役員	森島健司	生産物流本部長
執行役員	納塚善宏	計画・統制本部長

(注) マネジメントの一層の強化と戦略意思決定の質・スピードの向上を図るため、執行役員制度を導入しています。

5. 会計監査人に関する状況

(1) 名 称

あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
①当社および子会社等が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	28百万円
②上記①の合計額のうち、公認会計士法(昭和23年法律第103号)第2条第1項の業務(監査証明業務)の対価として当社および当社の子会社等が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	25百万円
③上記②の合計額のうち、当社が会計監査人に支払うべき会計監査人としての報酬等の額	25百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、③の報酬等の額には、金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めています。

2. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、財務報告に係る内部統制に関するアドバイザリー業務についても対価を支払っています。

(3) 解任又は不再任の決定の方針

会社都合の場合の他、当社監査役会は、当該会計監査人が会社法第340条第1項に定められている解任事由に該当する状況にあり、かつ改善の見込がないと判断した場合、もしくは、監督官庁から監査業務停止処分を受ける等、当社の監査業務に重大な支障を来す事態が生じた場合には、取締役会に対して会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に付議するよう請求します。

6.業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容 ……………

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当社の業務の適正を確保するための体制（内部統制）を整備する旨の決議を行い、本内容に沿った整備を進めています。

(1) 取締役・使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1. 「天機に参与する」という経営理念のもと、顧客・社会／株主／従業員を重んじるとともに、医療の一端を担う企業として、世界の人々の「眼と健康」に貢献することを目指し、常に高い倫理観に基づいた企業活動を行う。
2. 取締役・使用人からなる当社の全構成員が、全ての企業活動において、企業行動宣言と企業行動規範から構成された「参天企業倫理綱領」に従って意思決定し行動できるよう、専門組織としてのコーポレート・ソーシャル・レスポンスビリティグループや、全社横断組織としてのCSR委員会を通じて、コンプライアンスの徹底に努める。
3. 社内相談窓口、ならびに弁護士を窓口とする社外ヘルプラインを通じて、会社内でのコンプライアンス上疑義のある行為等について、直接に相談・通報できる手段を確保する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

1. 取締役の職務の執行に係る情報の取扱いに関して、取締役会議事録やその他の文書（電磁的記録も含む。以下、同様）については、文書取扱担当部署や保存年限を定めた文書管理規程、ほか関係する各基準に従い、また、決裁書については決裁規程に従い、適切に保存および管理を行う。また、法令改正ならびに事業環境の変化など必要に応じて、保存および管理の状況を検証し、各規程および各基準の見直しなどを行う。

(3) 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

1. 経営理念に基づき、危機管理基本方針ならびに危機管理行動基準から構成された「危機管理基本マニュアル」を制定し、事業活動遂行上想定される主要な損失の危険についての管理主管部署を定め、日常的な情報収集や未然防止にあたる。
2. 平時においては「危機評価委員会」を定期的開催し、リスクアセスメントや社内外情報で明らかとなった損失の危険につながる恐れのある事象についての分析、ならびに対策の点検と予防的施策を講じる。また、万一、緊急事態が発生した場合は、その影響度合いにより、代表取締役を責任者とする「危機対策委員会」を立ち上げ、危機管理基本方針・行動基準に基づいて損失の最小化を図るとともに再発防止策を実施する。
3. 危機評価委員会事務局と内部監査室は、連携して海外子会社を含む全社各部門に対して定期的なリスクアセスメントを実施し、予測される損失の危険の洗い出しを行う。また、内部監査室長は、それらの損失の危機に係る未然防止策の必要性、ならびにその実施状況について代表取締役ならびに各執行部門長に報告するとともに改善を勧告する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1. 取締役ならびに社員が共有する全社的な基本方針と目標を定め、それに基づいて策定される中期経営計画を取締役会が最終承認する。
2. 中期経営計画の効率的な遂行のための体制として、取締役会で選任された業務の執行を担当する上級経営幹部社員から構成される執行役員制度を敷き、会社経営に係る意思決定と業務執行機能を適切に区分する事で、マネジメントの一層の強化と戦略意思決定の質・スピードの向上を図る。

3. 中期経営計画の効率的な遂行の手段として、各年度単位の予算制度を設け、各事業部・本部ごとにバランススコアカードを作成し、これに基づいた施策を実行し、評価を行う。取締役会は予算を承認するとともに、四半期ごとに遂行状況の報告を受ける。
- (5) 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
1. 主要子会社とは、機能別会議体を定期的に、各部門毎、もしくは部門横断的に開催して情報交換を行い、グループとしての一体感を保つ。
 2. 子会社からは月次で活動および財務報告を受ける体制を敷くとともに、特に主要子会社の社長については、当社の執行役員として選任して緊密な関係を築くとともに、当社の担当取締役との間で月次報告会を実施し、四半期ごとには取締役会にて活動および財務報告を受ける。
 3. 子会社での重要取引においては、決裁基準に従い、当社の決裁による最終承認を必要とする体制をとる。
 4. 当社の内部監査室は、当社および子会社の内部監査も実施し、必要に応じて、子会社における内部統制の改善策の助言・指導を行う。
- (6) 監査役会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
1. 監査役は職務補助ならびに、招集事務や議事録の作成など監査役会の運営に関する事務を行うものとして、執行側の指揮命令に属さない専任の監査役スタッフをおく。
 2. 取締役は、監査役スタッフの人事異動・人事評価について、監査役が社内の規定に基づき、検討・決定した内容を守るものとする。その他の事項に関しては、全社規程や全社ルールに基づき公正に行われていることを監査役に説明する。
- (7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
1. 取締役は、会社に著しい損害を及ぼす恐れがある事実を発見した場合には、遅滞無く監査役会に報告する。
 2. 取締役および使用人は、監査役会の定めるところにより、監査役からの要請に応じて、必要な報告および情報提供を行う。
 3. 内部監査室は、監査方針・計画ならびに、その監査結果を定期的に監査役会に報告するとともに、情報交換を行う。
- (8) その他の監査役が実効的に行われることを確保するための体制
1. 代表取締役は、定期的に監査役および監査役会と会合をもち、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスクのほか、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題などについて意見交換し、監査役および監査役会との相互認識と信頼関係を深める。
 2. 本社管理部門の計画・統制本部長、経理財務部門であるコーポレートプランニング・ファイナンスグループマネージャーは、監査役および監査役会と定期的に会合を持ち、意見や情報の交換を行う。
 3. 取締役会は、監査役に重要な会議への出席を要請し、重要な意思決定の過程および業務の執行状況に対する意見を求める。

7. 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、当社の株主のあり方について、株主は株式等の市場での自由な取引を通じて決まるものと考えています。したがって、株式会社の支配権の移転を伴う買収提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えています。

しかし、当社株式の大量取得行為や買付提案の中には、当社に対し高値で買取を要求する場合や、従業員や顧客を含む取引先、債権者などの利害関係者との関係を破壊するものなど、株主共同の利益に反するおそれがあることも否めません。これらの行為に対し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、当社は、平成19年5月8日開催の取締役会において、株式の大規模な買付行為に関する対応策（以下、「本プラン」といいます。）を決議し、平成19年6月26日に開催の第95期定時株主総会に提出、承認されました。

(1) 導入の目的

本プランは、当社株式に対する大量買付が行われた際に、当該大量買付に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が、株主の皆様へ代替案を提案するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために協議・交渉等を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大量買付を抑止することを目的としています。

(2) 本プランの概要

①本プランの発動に係る手続の設定

本プランは、当社の株券等に対する20%以上の買付、もしくはこれに類似する行為、またはその提案（以下、「買付等」といいます。）が行われる場合に、買付等を行う者（以下、「買付者等」といいます。）に対し、事前に当該買付等に関する情報の提供を求め、当該買付等についての情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、株主の皆様へ当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、買付者等との交渉等を行っていくための手続を定めています。

②新株予約権無償割当の利用

買付者等が本プランにおいて定められた下記の要件を充足する場合には、当社は、買付者等による権利行使は認められないとの行使条件、および当社が買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）を、その時点の全ての株主に対して、保有株式1株につき1個の割合で、無償で割当てます。

（但し、本新株予約権発行時における発行可能な株式数との関係で、交付される当社普通株式が1株未満となる可能性があります。）

- ・ 本プランの手続きを守らない場合
- ・ 株式を買占め、当社に対し高値で買取を要求する場合や、当社の経営を一時的に支配して、資産処分により一時的な高配当をさせ株価を吊り上げ売り抜ける行為のような、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがある場合
- ・ 当社の従業員、顧客を含む取引先等との関係を破壊し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する場合

③取締役会の恣意的判断を排するための独立委員会の利用

本プランにおいては、本新株予約権の無償割当の実施、不実施、または取得等の判断について、当社取締役会の恣意的判断を排するため、独立委員会規則に従い、当社経営陣から独立性の高い社外取締役3名から構成される独立委員会の判断を経るとともに、株主の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。

④本新株予約権の行使及び当社による本新株予約権の取得

本プラン導入時は、新株予約権の無償割当は行いませんので影響はありません。また、本プランに従って本新株予約権の無償割当がなされ、買付者等以外の株主の皆様により本新株予約権が行使された場合、または当社による本新株予約権の取得と引換えに、買付者等以外の株主の皆様に対して当社株式が交付された場合においても、買付者等以外の株主の皆様が保有する当社株式全体の価値の総額は理論的に変わりません。一方で、当該買付者等の有する当社株式の議決権割合は希釈化される可能性があります。

(3) 本プランの合理性

①買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した企業価値・株主共同の利益の確保、または向上のための買収防衛策に関する指針の定める三原則を完全に充足しています。

②本プランの導入の決定は株主総会における決議をもって行われていること

本プランは、平成19年6月26日の定時株主総会における株主の皆様のご承認の下に導入されましたが、その有効期間は、同定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとなっています。また、有効期間の満了前であっても、当社取締役会の決議によって本プランを廃止することができます。

③独立性の高い社外取締役の判断の重視および合理的な客観的要件の設定

防衛策の発動にあたっては、独立性の高い当社社外取締役3名から構成される独立委員会による判断が行われ、取締役会は独立委員会の勧告を最大限尊重し、これに従い決議すること、および本プランは、合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

④第三者専門家の意見の取得

買付者等が出現すると、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を受けることができるものとしています。これにより、独立委員会による判断の公正さ、客観性がより強く担保される仕組みとなっています。

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しています。

連結貸借対照表 (平成20年3月31日現在)

(単位 百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	102,754
現金及び預金	35,483
受取手形及び売掛金	35,614
有価証券	15,868
たな卸資産	11,332
繰延税金資産	1,699
その他	2,757
貸倒引当金	△1
固定資産	53,548
有形固定資産	29,848
建物及び構築物	15,160
機械装置及び運搬具	2,656
土地	8,558
建設仮勘定	1,879
その他	1,594
無形固定資産	2,233
のれん	300
ソフトウェア	1,602
その他	330
投資その他の資産	21,466
投資有価証券	16,949
その他	4,516
繰延資産	244
資産合計	156,547

科目	金額
負債の部	
流動負債	26,561
支払手形及び買掛金	5,633
一年以内返済予定の長期借入金	5,168
未払金	7,690
未払法人税等	4,323
賞与引当金	2,612
その他の引当金	74
その他	1,057
固定負債	2,867
長期借入金	110
繰延税金負債	17
退職給付引当金	1,815
役員退職慰労引当金	487
その他	437
負債合計	29,429
純資産の部	
株主資本	126,398
資本金	6,418
資本剰余金	7,113
利益剰余金	117,786
自己株式	△4,920
評価・換算差額等	600
その他有価証券評価差額金	2,273
為替換算調整勘定	△1,673
新株予約権	119
純資産合計	127,118
負債・純資産合計	156,547

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しています。

連結損益計算書 (平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金 額	
売上高		103,394
売上原価		36,513
売上総利益		66,880
販売費及び一般管理費		46,510
営業利益		20,370
営業外収益		
受取利息及び配当金	606	
保険満期受取金	164	
その他	584	1,356
営業外費用		
支払利息	96	
為替差損	746	
その他	182	1,024
経常利益		20,702
特別利益		
投資有価証券売却益	237	
その他	0	237
特別損失		
減損損失	316	
その他	140	457
税金等調整前当期純利益		20,482
法人税、住民税及び事業税		8,145
法人税等調整額		△313
当期純利益		12,650

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しています。

連結株主資本等変動計算書 (平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで)

(単位 百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成19年3月31日残高	6,382	7,077	111,645	△106	124,997
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	36	36			72
剰余金の配当			△6,508		△6,508
当期純利益			12,650		12,650
自己株式の取得				△4,815	△4,815
自己株式の処分		0		0	0
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額 (純額)					—
連結会計年度中の変動額合計	36	36	6,141	△4,814	1,400
平成20年3月31日残高	6,418	7,113	117,786	△4,920	126,398

	評価・換算差額等				新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計		
平成19年3月31日残高	5,202	3	△1,618	3,587	59	128,645
連結会計年度中の変動額						
新株の発行						72
剰余金の配当						△6,508
当期純利益						12,650
自己株式の取得						△4,815
自己株式の処分						0
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額 (純額)	△2,928	△3	△55	△2,987	60	△2,927
連結会計年度中の変動額合計	△2,928	△3	△55	△2,987	60	△1,527
平成20年3月31日残高	2,273	—	△1,673	600	119	127,118

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しています。

連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社 11社であり、すべての子会社を連結しています。

(主要会社名)：サンテン・ホールディングス・ユーエス・インク、サンテン・インク、サンテン・オイ、参天製薬(中国)有限公司

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社 1社

持分法非適用の関連会社 1社(株式会社Argenes)

連結純損益及び連結利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、重要性がないため、持分法の適用から除外しています。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、サンテン・オイ、サンテンファーマ・エービー、サンテン・ゲーエムベーハー、台湾参天製薬股份有限公司および韓国参天製薬株式会社の決算日は、平成20年2月29日であり、また、参天製薬(中国)有限公司の決算日は、平成19年12月31日となっています。連結決算日との差は3ヶ月以内であるため、当該連結子会社の決算日現在の計算書類を基礎として連結を行っています。ただし、各連結子会社の決算日から連結決算日平成20年3月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っています。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価の方法

(イ) 有価証券

① 満期保有目的の債券 …… 償却原価法

② その他有価証券

時価のあるもの …… 連結決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

時価のないもの …… 移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合およびそれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっています。

(ロ) デリバティブ …… 時価法

(ハ) たな卸資産 …… 主に総平均法による原価法

(2) 重要な固定資産の減価償却の方法

(イ) 有形固定資産

① 建物(建物附属設備を除く)

i) 平成10年3月31日以前に取得したもの …… 旧定率法

ii) 平成10年4月1日から平成19年3月31日までに取得したもの …… 旧定額法

iii) 平成19年4月1日以降に取得したもの …… 定額法

②建物以外

- i) 平成19年3月31日以前に取得したもの …………… 旧定率法
- ii) 平成19年4月1日以降に取得したもの …………… 定率法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物及び構築物	31～50年
機械装置及び運搬具	7年
その他	4～10年

また、在外連結子会社については、定額法を採用しています。

(会計方針の変更)

当社および国内連結子会社は、平成19年度の法人税法の改正に伴い、当連結会計年度より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく、減価償却の方法に変更しています。これにより、営業利益、経常利益、税金等調整前当期純利益が47百万円減少しています。

(追加情報)

当社および国内連結子会社は、平成19年度の法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した連結会計年度の翌連結会計年度より、取得価額5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しています。これにより、営業利益、経常利益、税金等調整前当期純利益が126百万円減少しています。

(D) 無形固定資産 …………… 定額法

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっています。

(H) 長期前払費用 …………… 均等償却

(3) 重要な繰延資産の処理方法

一部の連結子会社においては、開業費を繰延資産に計上しています。

(4) 重要な引当金の計上の方法

貸倒引当金 …………… 売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため引当てたもので、一般債権については貸倒実績率により計上し、貸倒懸念債権等特定の債権については、回収可能性の検討を行ったうえ個別見積額を計上しています。

賞与引当金 …………… 従業員の賞与支給に備えるため引当てたもので、支給対象期間に基づく賞与支給見込額を計上しています。

返品調整引当金 …………… 返品損失に備えるため引当てたもので、当連結会計年度末の売上債権を基礎として、返品見込額に対する売買利益および廃棄損失の見積額を計上しています。

退職給付引当金 …………… (当社)

従業員の退職給付に備えるため引当てたもので、当連結会計年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しています。なお、数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間による均等額を、それぞれ発生時の連結会計年度から費用処理しています。

(在外連結子会社1社および国内連結子会社1社)

従業員の退職給付に備えるため引当てたもので、当連結会計年度末の要支給額の100%を計上しています。

役員退職慰労引当金 ……当社が役員のリ退職慰労金支給に備えるため引当てたもので、内規に基づく当連結会計年度末の要支給額の100%を計上しています。

(5) 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。なお、在外連結子会社の資産および負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益および費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めています。

(6) 重要なリース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

主として繰延ヘッジ処理を採用しています。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

- ・ヘッジ手段 ……為替予約取引および金利スワップ取引
- ・ヘッジ対象 ……投資有価証券および外貨建予定取引

③ヘッジ方針

主として資産・負債に係る為替変動、金利変動および株価変動リスクを回避するために、デリバティブ取引を利用しています。なお、投機目的によるデリバティブ取引は行わない方針です。

④ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しています。

(8) 消費税等の会計処理は税抜方式によっています。

5. 連結子会社の資産および負債の評価の方法

全面時価評価法を採用しています。

(注記事項)

(連結貸借対照表に関するもの)

- | | |
|---|-----------|
| 1. 有形固定資産減価償却累計額（減損損失累計額を含む） | 42,064百万円 |
| 2. 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引金融機関7社とコミットメントライン（特定融資枠）契約を締結しています。 | |
| コミットメントライン（特定融資枠）契約の総額 | 16,000百万円 |
| 借入実行残高 | －百万円 |
| 3. 保証債務 | |
| 従業員の金融機関からの借入金に対する債務保証 | 368百万円 |
| 4. 輸出手形割引高 | 6百万円 |

(連結損益計算書に関するもの)

1. 減損損失

当連結会計年度において、減損損失316百万円を特別損失に計上しています。
減損損失を認識した資産は以下のとおりです。

用途	種類	場所
社員寮用不動産	土地および建物等	京都府木津川市

(減損損失を認識するに至った経緯)

社員寮の廃止を決定したことにより、今後の使用が見込まれないため、減損損失を認識しました。

(減損損失の金額)

種類	土地	建物	その他	計
金額	253百万円	59百万円	4百万円	316百万円

(回収可能価額の算定方法)

正味売却価額を使用し、固定資産税評価額に基づき評価しています。

(連結株主資本等変動計算書に関するもの)

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類および総数

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式	86,825,303株	41,400株	—	86,866,703株

(注) 普通株式の発行済株式数の増加は、新株予約権の行使によるものです。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年6月26日 定時株主総会	普通株式	3,037	35.00	平成19年3月31日	平成19年6月27日
平成19年11月2日 取締役会	普通株式	3,471	40.00	平成19年9月30日	平成19年11月30日
計		6,508			

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

平成20年6月25日開催予定の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案する予定です。

株式の種類	配当金総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
普通株式	3,399	40.00	平成20年3月31日	平成20年6月26日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しています。

3. 当連結会計年度末の新株予約権等に関する事項

発行日	目的となる株式の種類	目的となる株式の数
平成10年7月1日	普通株式	24,000株
平成11年7月8日	普通株式	37,000株
平成12年7月10日	普通株式	46,200株
平成13年7月9日	普通株式	38,600株
平成14年7月5日	普通株式	30,900株
平成15年7月4日	普通株式	55,200株
平成16年7月5日	普通株式	66,100株
平成17年7月4日	普通株式	127,500株
平成18年7月4日	普通株式	102,700株
平成19年7月3日	普通株式	99,300株
合 計		627,500株

(注) 1. 平成10年から平成17年までの新株予約権等は、すべて権利行使可能なものです。

2. 平成18年、平成19年の新株予約権は、権利行使期間の初日が到来していません。

(1株当たり情報に関するもの)

1. 1株当たり純資産 1,494円48銭

1株当たり純資産額の算定上の基礎は以下のとおりです。

連結貸借対照表の純資産の部の合計額	127,118百万円
普通株式に係る純資産額	126,998百万円
連結貸借対照表の純資産の部の合計額と 1株当たり純資産額の算定に用いられた 普通株式に係る連結会計年度末の純資産額との差額	119百万円
普通株式の期末発行済株式総数	86,866千株
普通株式の自己株式数	1,888千株
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式数	84,977千株

2. 1株当たり当期純利益 146円15銭

1株当たり当期純利益の算定上の基礎は以下のとおりです。

連結損益計算書上の当期純利益	12,650百万円
普通株主に帰属しない金額	－百万円
普通株式に係る当期純利益	12,650百万円
普通株式の期中平均発行株式数	86,561千株

(重要な後発事象に関するもの)

該当事項ありません。

独立監査人の監査報告書

参天製薬株式会社

取締役会 御中

平成20年4月30日

あずさ監査法人
指定社員
業務執行社員 公認会計士 小堀 孝一 印
指定社員
業務執行社員 公認会計士 谷 尋史 印

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、参天製薬株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、参天製薬株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告書 謄本

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第96期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人 あすさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成20年5月7日

参天製薬株式会社 監査役会

監査役（常勤）	水本幸儀	印
監査役	加護野忠男	印
監査役	佐藤康夫	印
監査役	宮内英樹	印

（注）監査役 加護野忠男、佐藤康夫、宮内英樹は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

貸借対照表 (平成20年3月31日現在)

(単位 百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	94,352
現金・預金	30,172
受取手形	192
売掛金	33,769
有価証券	15,868
製品・商品	7,711
半製品・仕掛品	610
原材料・貯蔵品	1,232
繰延税金資産	1,667
その他	3,128
貸倒引当金	△0
固定資産	60,961
有形固定資産	24,016
建物	12,421
構築物	271
機械及び装置	1,564
車両運搬具	5
工具・器具及び備品	1,174
土地	8,302
建設仮勘定	275
無形固定資産	1,658
商標権	235
ソフトウェア	1,381
その他	40
投資その他の資産	35,287
投資有価証券	16,464
関係会社株式・出資金	18,309
長期繰延税金資産	1,800
その他	2,508
投資損失引当金	△3,794
資産合計	155,313

科目	金額
負債の部	
流動負債	24,880
買掛金	5,221
一年以内返済予定の長期借入金	5,168
未払金	7,512
未払法人税等	4,287
未払消費税等	341
未払費用	40
預り金	95
賞与引当金	2,138
返品調整引当金	74
固定負債	2,396
長期借入金	110
退職給付引当金	1,798
役員退職慰労引当金	487
その他	0
負債合計	27,276
純資産の部	
株主資本	125,643
資本金	6,418
資本剰余金	7,113
資本準備金	7,113
その他資本剰余金	0
利益剰余金	117,032
利益準備金	1,551
その他利益剰余金	115,480
退職給与積立金	372
特別償却準備金	192
別途積立金	89,109
繰越利益剰余金	25,806
自己株式	△4,920
評価・換算差額等	2,273
その他有価証券評価差額金	2,273
新株予約権	119
純資産合計	128,037
負債・純資産合計	155,313

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しています。

損益計算書 (平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金 額	
売上高		94,029
売上原価		32,062
売上総利益		61,966
販売費及び一般管理費		41,327
営業利益		20,638
営業外収益		
受取利息及び配当金	523	
その他	597	1,120
営業外費用		
支払利息	94	
為替差損	248	
その他	110	452
経常利益		21,306
特別利益		
投資有価証券売却益	237	237
特別損失		
減損損失	316	
関係会社株式投資損失引当金繰入額	3,794	
その他	72	4,183
税引前当期純利益		17,359
法人税、住民税及び事業税		8,122
法人税等調整額		△302
当期純利益		9,540

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しています。

株主資本等変動計算書 (平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで)

(単位 百万円)

	株 主 資 本									
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	その他 資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金					
				退職給与 積立金	特別償却 準備金	別途積立金	繰越利益 剰余金			
平成19年3月31日残高	6,382	7,076	0	1,551	372	259	89,109	22,708	△106	127,353
事業年度中の変動額										
新株の発行	36	36								72
剰余金の配当								△6,508		△6,508
特別償却準備金の取崩						△66		66		—
当期純利益								9,540		9,540
自己株式の取得									△4,815	△4,815
自己株式の処分			0						0	0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)										—
事業年度中の変動額合計	36	36	0	—	—	△66	—	3,097	△4,814	△1,710
平成20年3月31日残高	6,418	7,113	0	1,551	372	192	89,109	25,806	△4,920	125,643

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計		
平成19年3月31日残高	5,202	3	5,206	59	132,619
事業年度中の変動額					
新株の発行					72
剰余金の配当					△6,508
特別償却準備金の取崩					—
当期純利益					9,540
自己株式の取得					△4,815
自己株式の処分					0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)	△2,928	△3	△2,932	60	△2,871
事業年度中の変動額合計	△2,928	△3	△2,932	60	△4,582
平成20年3月31日残高	2,273	—	2,273	119	128,037

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しています。

個別注記表

(重要な会計方針)

貸借対照表および損益計算書の作成にあたって採用した会計処理の原則および手続きは次のとおりです。

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券

- ①満期保有目的の債券……………償却原価法
 - ②子会社株式および関連会社株式……………移動平均法による原価法
 - ③その他有価証券
 - 時価のあるもの……………決算末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)
 - 時価のないもの……………移動平均法による原価法
- なお、投資事業有限責任組合およびそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっています。

(2) デリバティブ……………時価法

(3) 製品・商品、半製品・仕掛品、原材料・貯蔵品……………総平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

- ①建物（建物附属設備を除く）
 - i) 平成10年3月31日以前に取得したもの……………旧定率法
 - ii) 平成10年4月1日から平成19年3月31日までに取得したもの……………旧定額法
 - iii) 平成19年4月1日以降に取得したもの……………定額法
- ②建物以外
 - i) 平成19年3月31日以前に取得したもの……………旧定率法
 - ii) 平成19年4月1日以降に取得したもの……………定率法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	31～50年
機械及び装置	7年
その他	4～10年

(会計方針の変更)

平成19年度の法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく、減価償却の方法に変更しています。これにより、営業利益、経常利益、税引前当期純利益が47百万円減少しています。

(追加情報)

平成19年度の法人税法改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しています。これにより、営業利益、経常利益、税引前当期純利益が125百万円減少しています。

(2) 無形固定資産 …… 定額法

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっています。

(3) 長期前払費用 …… 均等償却

3. 外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。

4. 引当金の計上基準

貸倒引当金 …… 売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため引当てたもので、一般債権については貸倒実績率により計上し、貸倒懸念債権等特定の債権については、回収可能性の検討を行ったうえ個別見積額を計上しています。

投資損失引当金 …… 関係会社への投資に係る損失に備えるため引当てたもので、当該会社の財政状態および回収可能性を勘案し、関係会社株式について必要額を計上しています。

賞与引当金 …… 従業員の賞与支給に備えるため引当てたもので、支給対象期間に基づく賞与支給見込額を計上しています。

返品調整引当金 …… 返品損失に備えるため引当てたもので、期末売上債権を基礎として、返品見込額に対する売買利益および廃棄損失の見積額を計上しています。

退職給付引当金 …… 従業員の退職給付に備えるため引当てたもので、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しています。なお、数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間による均等額を、それぞれ発生の事業年度から費用処理しています。

役員退職慰労引当金 …… 役員の退職慰労金支給に備えるため引当てたもので、内規に基づく当期末要支給額の100%を計上しています。

5. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

6. ヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しています。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

- ・ヘッジ手段 ……為替予約取引および金利スワップ取引
- ・ヘッジ対象 ……投資有価証券および外貨建予定取引

③ヘッジ方針

主として資産・負債に係る為替変動、金利変動および株価変動リスクを回避するために、デリバティブ取引を利用しています。なお、投機目的によるデリバティブ取引は行わない方針です。

④ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しています。

7.消費税等の会計処理は税抜方式によっています。

(注記事項)

(貸借対照表等に関するもの)

- | | |
|---|-----------|
| 1. 関係会社に対する短期金銭債権 | 972百万円 |
| 2. 関係会社に対する短期金銭債務 | 509百万円 |
| 3. 有形固定資産減価償却累計額
(減損損失累計額を含む) | 37,468百万円 |
| 4. 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引金融機関7社とコミットメントライン(特定融資枠)契約を締結しています。
コミットメントライン(特定融資枠)契約の総額 | 16,000百万円 |
| 借入実行残高 | －百万円 |
| 5. 保証債務 | |
| 従業員の金融機関からの借入金に対する債務保証 | 368百万円 |
| 6. 輸出手形割引高 | 6百万円 |

(損益計算書に関するもの)

- | | |
|--------------|----------|
| 1. 関係会社との取引高 | |
| 売上高 | 1,977百万円 |
| 仕入高 | 93百万円 |
| その他の営業取引高 | 4,817百万円 |
| 営業取引以外の取引高 | 54百万円 |

2. 減損損失

当期において、減損損失316百万円を特別損失に計上しています。
減損損失を認識した資産は以下のとおりです。

用途	種類	場所
社員寮用不動産	土地および建物等	京都府木津川市

(減損損失を認識するに至った経緯)

社員寮の廃止を決定したことにより、今後の使用が見込まれないため、減損損失を認識しました。

(減損損失の金額)

種類	土地	建物	その他	計
金額	253百万円	59百万円	4百万円	316百万円

(回収可能価額の算定方法)

正味売却価額を使用し、固定資産税評価額に基づき評価しています。

(株主資本等変動計算書に関するもの)

自己株式に関する事項

	前事業年度末株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	50,282株	1,838,787株	326株	1,888,743株

(注) 1. 自己株式の株式数の増加のうち1,833,800株は、取締役会決議による自己株式の取得による増加で、4,987株は、単元未満株式の買取によるものです。
2. 自己株式の株式数の減少は、単元未満株式の買増請求に応じたことによるものです。

(税効果会計に関するもの)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

退職給付引当金	2,286百万円
関係会社株式投資損失引当金繰入額	1,534百万円
関係会社株式評価損	1,525百万円
賞与引当金	864百万円
税務上の繰延資産	457百万円
未払事業税	363百万円
減損損失	272百万円
施設等入会金評価損	207百万円
役員退職慰労引当金	197百万円
その他	875百万円
繰延税金資産小計	8,585百万円
評価性引当額	△3,436百万円
繰延税金資産合計	5,149百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△1,551百万円
特別償却準備金	△131百万円
繰延税金負債合計	△1,682百万円

繰延税金資産（負債）の純額 3,467百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内容

法定実効税率	40.4%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.0%
評価性引当金の増減	8.9%
試験研究費等の税額控除	△6.5%
住民税均等割等	0.4%
その他	△0.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	45.0%

(リースにより使用する固定資産に関するもの)

貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している重要な固定資産として、点眼剤製造設備の一部があります。

1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	機械及び装置	工具・器具及び備品	合計
取得価額相当額	12,576百万円	558百万円	13,134百万円
減価償却累計額相当額	11,452百万円	346百万円	11,799百万円
期末残高相当額	1,123百万円	211百万円	1,335百万円

2. 未経過リース料期末残高相当額

1年以内	871百万円
1年超	581百万円
合計	1,452百万円

3. 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	1,012百万円
減価償却費相当額	941百万円
支払利息相当額	33百万円

4. 減価償却費相当額の算定方法
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっています。
5. 利息相当額の算定方法
リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については利息法によっています。
6. オペレーティング・リース取引

未経過リース料

1 年 以 内	1 百万円
1 年 超	4 百万円
合 計	6 百万円

(1株当たり情報に関するもの)

1. 1株当たり純資産 1,505円30銭

1株当たり純資産額の算定上の基礎は以下のとおりです。

貸借対照表の純資産の部の合計額	128,037百万円
普通株式に係る純資産額	127,917百万円
貸借対照表の純資産の部の合計額と 1株当たり純資産額の算定に用いられた 普通株式に係る事業年度末の純資産額との差額	119百万円
普通株式の期末発行済株式総数	86,866千株
普通株式の自己株式数	1,888千株
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式数	84,977千株

2. 1株当たり当期純利益 110円21銭

1株当たり当期純利益の算定上の基礎は以下のとおりです。

損益計算書上の当期純利益	9,540百万円
普通株主に帰属しない金額	－百万円
普通株式に係る当期純利益	9,540百万円
普通株式の期中平均発行株式数	86,561千株

(重要な後発事象に関するもの)

該当事項ありません。

独立監査人の監査報告書

参天製薬株式会社
取締役会 御中

平成20年4月30日

あずさ監査法人
指定社員
業務執行社員 公認会計士 小堀 孝一 印
指定社員
業務執行社員 公認会計士 谷 尋史 印

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、参天製薬株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第96期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査役会は、平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第96期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第127条第1号の基本方針及び第2号の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第127条第2号の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成20年5月7日

参天製薬株式会社 監査役会

監査役（常勤）	水本 幸儀	印
監査役	加護野忠男	印
監査役	佐藤康夫	印
監査役	宮内英樹	印

(注) 監査役 加護野忠男、佐藤康夫、宮内英樹は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

株主メモ

- 事業年度 ● 4月1日から翌年3月31日まで
- 定時株主総会 ● 6月
- 基準日 ● 定時株主総会 3月31日
期末配当 3月31日
中間配当 9月30日
- 単元株式数 ● 100株
- 公告方法 ● 電子公告
ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載いたします。
公告掲載URL： <http://www.santen.co.jp/jp/pn>
- 証券コード ● 4536
- 株主名簿管理人 ● 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
三菱UFJ信託銀行株式会社
- 同事務取扱場所 ● 〒530-0004 大阪市北区堂島浜一丁目1番5号
(お問い合わせ先) 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部
TEL 0120-094-777
- 同取次所 ● 三菱UFJ信託銀行株式会社 全国本支店
野村證券株式会社 全国本支店
※ 株式関係のお手続き用紙のご請求は、下記の三菱UFJ信託銀行の電話およびインターネットでも24時間承っております。
TEL:大阪 0120-684-479、東京 0120-244-479
インターネットホームページ： <http://www.tr.mufg.jp>
- 単元未満株式の買増および買取のご請求について ● 1) ご所有の単元未満株式を単元株式(100株)としていただける単元未満株式買増制度を実施しています。ご希望の株主の皆さまは、上記株主名簿管理人事務取扱場所および取次所までお問い合わせください。
2) ご所有の単元未満株式を売却する買取請求につきましても、従来どおり上記株主名簿管理人事務取扱場所および取次所にて承っております。

お問い合わせ先

参天製薬株式会社 コーポレート・コミュニケーショングループ

〒533-8651 大阪市東淀川区下新庄三丁目9番19号

TEL 06-6321-7007 FAX 06-6321-8400

Eメール ir@santen.co.jp URL <http://www.santen.co.jp>



<http://www.santen.co.jp>



100%再生紙とアメリカ大豆協会認定の大豆油インキを使用しています。